

答 申 第 538 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件開示請求の対象となる保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 6月16日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、教育委員会に対し、次の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求者子ども（A）の名古屋市立B小学校で記録されている小学 1年生 1年間の情報全て

（成績、指導内容、学校生活態度、活動、健康面等、親として知らされるべき情報の全て）

- 2 令和 2年 6月26日、実施機関は、旧条例第19条第 2項の規定による保有個人情報の本人の代理人であることが証明されないことを理由に、本件開示請求の開示請求書に同条第 3項に規定する形式上の不備があるものとして、審査請求人に対して補正を行った。
- 3 同年 7月15日、実施機関は、本件開示請求に対して、旧条例第18条第 2項に規定する法定代理人としての証明を書いており、本件開示請求に係る形式的要件を満たさないことを理由に非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 4 同年 9月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、請求者の子ども（A）の名古屋市立B小学校で記録されている小学校 1年生 1年間の情報すべて（成績、指導内容、学校生活態度、活動、健康面等、親として知らされるべき情報の全て）を非開示とした事を取り消すとの裁決と、速やかな情報開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 非開示の理由で、名古屋市保護条例の法定代理人であることを証明する書類の提出が期限内にされていないと言うが、審査請求人は実の親である。この事実は事前提出の戸籍謄本で証明している。日本の民法規定で離婚により親権を失っているが、民法第 766 条第 4 項で、「監護の範囲外は親の権利義務に変更は生じない」として、親の権利義務は保障されている。故に法定代理人としての証明は、提出の戸籍謄本でなされているので、非開示とする事は、民法第 766 条第 4 項に違反している。

(2) 日本国は国連の児童の権利条約に批准している。この児童の権利条約の第 18 条の 1 項で父母の養育義務が規定され、同条第 2 項では、締結国は父母の養育義務遂行に当たり適当な支援を行うとされている。日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする日本国憲法第 98 条で規定されている。憲法第 8 条は国の最高法規である。

つまり審査請求に係る非開示処分は、児童の権利条約第 18 条の 1 項及び同条第 2 項違反であるから、国の最高法規である憲法第 98 条に違反している。

(3) そもそも審査請求人が実の親である事を戸籍謄本で確認しながら非開示処分とした事は、親として認めないという差別であり、基本的人権を保障する憲法第 4 条違反にあたる。

(4) 弁明書は論点がズレていて真摯な回答になっていない。審査請求人が令和 2 年 9 月 6 日に提出していた審査請求書の論点は、名古屋市の個人情報保護条例そのものが、いくつもの法律違反に当たるものであり、憲法違反になっているので、是正し、審査請求人を親として認めて情報開示を求める物である。改めて違反している法律を列挙する。

ア 民法第 766 条第 4 項違反

イ 国連の児童の権利条約違反の国際条約違反

ウ 憲法第 14 条違反

エ 憲法第 98 条違反

(5) そもそも審査請求人が実の親である事を戸籍謄本で確認しながら非開示処分とした事は、親として認めないという差別であるので違法性を指摘している。

にもかかわらず弁明書では相変わらず非開示の理由で、名古屋市保護条例の法定代理人であることを証明する書類の提出が期限内にされていない事を理由としている。

全く論点がズレている。審査請求人は名古屋市条例と、憲法、民法、国際条約のどちらが優先されるのかを聞いている。名古屋市は速やかに法の優先度を答えるべきであり、その結果憲法、民法、国際条約が名古屋市条例より優先されると認めるのであれば、審査請求通り、請求人の子どもの情報開示を行うべきである。

(6) 上記の通り、名古屋市の個人情報保護条例そのものが、憲法、民法、国際条約違反に当たるので、名古屋市は条約そのものを改めると共に、審査請求人の求めに応じて請求者の子ども(A)の名古屋市立B小学校で記録されている小学校 1年生 1年間の情報すべて(成績、指導内容、学校生活態度、活動、健康面等、親として知らされるべき情報の全て)の開示をしなければならない。

(7) 今回の情報開示で名古屋市は明らかに親差別を行ったと言える。なぜなら、私が実の親であることを戸籍謄本で確認しながら、非開示処分をした。これは、明らかに名古屋市は私を親として認めないという差別の処分であると感じている。

(8) また、次の法律及び条例にも違反、矛盾していると言える。まずは、なごや子どもの権利条例である。ここには保護者の定義として、「親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者」とある。さらに、第 8条では「市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。」とあり、(2) では「保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援（市の責務）」となっている。

(9) この条例を踏まえると、次に掲げる教育基本法第10条にも違反することになる。「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とある。また、2では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」となっている。つまり、名古屋市の条例の定義で親は保護者となっているため、教育基本法にも違反していると言える。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 旧条例の趣旨について

- (1) 旧条例第18条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めるとともに、本人に代わって開示を請求することができる者を定めている。

当該規定は、自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利の保障の観点からは、個人が自己の情報の所在と内容を知り得る手段が保障されていることが最も重要であると考えられるため、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障したものである。

- (2) 上記のとおり、個人情報開示請求は自己に関する保有個人情報を本人に開示するものであるため、不正利用防止の観点から、請求者が本人の代理人であることの確認は厳格に行う必要があることから、旧条例第19条において、保有個人情報の開示についての具体的な請求手続きが定められている。

2 本件処分に係る事務手続きの違法性について

- (1) 旧条例第18条第2項は、未成年者の法定代理人が本人に代わって、保有個人情報の開示の請求をすることができる旨を定めている。ここで言う法定代理人とは民法上の法定代理人としており、第一義的には親権者、第二義的には、未成年後見人としている。また旧条例第19条第2項では開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の代理人であることを証明しなければならない旨を定めており、名古屋市個人情報保護条例施行細則（平成17年名古屋市規則第85号。以下「旧規則」という。）第6条第4項によれば、代理人であることの証明は本人の戸籍の抄本その他法定代理人であることを証明する書類を提出することにより行うものとしている。

- (2) 審査請求人から提出された開示請求書には、上記代理人であることを証明する書類が添付されていなかったことから、開示請求書に形式上の不備があるものとして、令和2年6月26日、旧条例第19条第3項に従い審査請求に対して別添のとおり文書にて補正を求めたが、当該文書に定めた期限である令和2年7月10日までに回答がなされなかった。このため、旧条例第19条に定める形式的要件のうち、第2項で規定する個人情報開示請求における保有個人情報の本人の代理人であることの証明が、旧規則第6条第4項で掲げる書類の提示又は提出によりなされなかったため本件開示請求を却下し、非開示決定通知書により審査請求人宛てに通知したものである。

(3) 本件処分については、上記のように、旧条例等の開示請求に係る関係法令や規程に従い行ったものであり、何ら違法性のないものである。

(4) 以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件審査請求は理由のないものである。したがって、本件審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求めるものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が、本件開示請求を旧条例第19条第 3項の形式上の不備があるものとして非開示とした判断が、妥当か否かが争点となっている。

2 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたものであることに鑑み、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 個人情報開示請求権について

- (1) 旧条例第18条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めるとともに、本人に代わって開示を請求することができる者を定めている。
- (2) 当該規定は、自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利の保障の観点からは、個人が自己の情報の所在と内容を知り得る手段が保障されていることが最も重要であると考えられるため、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障したものである。
- (3) 個人情報開示請求制度は、本人の権利利益を保護するための制度である。ただし、本人自ら請求をすることが困難な者もあることから、本人請求の例外として、法定代理人による請求を認めることとしたものである。代理人からの請求を認めることは、個人情報の保護の観点から問題があり、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれもあるため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限り本人に代わって保有個人の開示を請求することができるものである。
- (4) 上記のとおり、個人情報開示請求は自己に関する保有個人情報を本人に開示するものであるため、不正利用防止の観点から、開示請求者が本人の代理人であることの確認は厳格に行う必要があることから、旧条例第19条において、保有個人情報の開示についての具体的な請求手続きが定められている。

4 未成年者の法定代理人による個人情報開示請求について

- (1) 旧条例第18条第2項の規定によると、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、同条第1項に規定する開示の請求をすることができることとされている。

名古屋市個人情報保護条例の運用及び解釈（以下「旧運用及び解釈」という。）によると、法定代理人とは民法上の法定代理人を指すとされており、未成年者の法定代理人は、第一義的には親権者（民法第818条等）、第二義的には、未成年後見人（民法第838条第1号等）であるとされている。
- (2) 旧条例第19条第2項の規定によると、開示請求をしようとする者は、旧規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人（以下「本人」という。）又はその代理人であることを証明しなければならないこととされている。

また、旧規則第 6 条第 4 項の規定によると、旧条例第 19 条第 2 項の規定による代理人であることの証明は、当該代理人が法定代理人である場合には、本人の戸籍の抄本その他の法定代理人であることを証明する書類を提示又は提出することにより行うこととされている。

- (3) 旧条例第 19 条第 3 項の規定によると、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときに、開示請求をした者に相当の期間を定めて、その補正を求めることができることとされており、旧解釈及び運用により、「形式上の不備」に本人確認書類等の提示等がなされない場合も含まれる。

5 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、本件本人の個人情報、審査請求人が、本件本人に代わって開示請求を行ったものである。

- (2) 本件開示請求がなされた際に、審査請求人からは自身の戸籍の全部事項証明書が提出されたが、当該証明書において、本件開示請求より前の時点で、審査請求人は本件本人の親権者ではなくなっていることが確認できた。

また、審査請求人からは、その他に本件本人の親権者又は未成年後見人であることを証明する書類の提示及び提出はなされなかった。

- (3) 実施機関は、旧条例第 19 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 6 月 26 日付けで審査請求人に対して、令和 2 年 7 月 10 日を期限として本件本人の法定代理人であることを証する書類の提出を求めたが、期限までに当該書類の提示及び提出はなされなかった。

- (4) 上記 3 (3) にある未成年者の法定代理人が、未成年者本人に代わって個人情報開示請求ができる趣旨に鑑みると、未成年者の法定代理人の範囲を広く解するのは適当ではなく、未成年者の個人情報を請求するにあたっては、当該未成年者の親権者又は未成年後見人であることが証明されなければならない。

- (5) 以上のことから、旧規則第 6 条第 4 項に定める未成年者の法定代理人であることを証明する書類の提示又は提出がなされなかったことを理由とした旧条例第 19 条第 3 項における、開示請求書に形式上の不備があるとして本件処分を行った実施機関の判断は妥当である。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4 及び 5 において述べたとおりであることから、当審議会の結論に影響

を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年12月11日	本件審査請求に係る諮問書の受理
令和 3年 1月18日	本件審査請求に係る弁明書の受理
2月15日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 4年 9月 2日 (第 288回審議会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第 292回審議会)	調査審議
2月 3日 (第 293回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
3月 3日 (第 294回審議会)	調査審議
4月21日 (令和 5年度第 1回審議会)	調査審議
5月16日	答申